

## 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大に伴い、本県を含む11都府県に新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態が宣言されている。

感染症の拡大地域においては、新規感染者数の大幅な増加により、積極的疫学調査や陽性者の入院調整に当たる保健所の業務が逼迫し、医療機関においても通常の医療と新型コロナウイルス感染症に対する医療の双方に支障が生じ、医療崩壊が現実的なものとなりつつあり危機的な状況に置かれている。

また、緊急事態宣言に伴う営業時間の短縮や外出自粛の要請、イベントの縮小などに伴い、飲食店をはじめとした幅広い経済活動が影響を受けており、短期での収束も見通せない状況であることから、深刻な経済情勢の悪化が懸念される事態となっている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大に対応し、国民の命と暮らしを守り抜くための対策を早急に講じるよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 感染症患者の爆発的な急増により医療崩壊が懸念されることから、受入病床数や医療スタッフの確保、入院調整中の罹患者や宿泊療養施設入居者、自宅療養者に対する医療提供体制の確保など、医療体制の抜本的な強化に向けて、入院可能な病床数等の実態に即した正確な指標を示した上で、早急な追加的措置を行うとともに、感染者や医療関係者等の人権には最大限の配慮をしつつ、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法や感染症法の改正を早急に行い対策の実効性を担保すること。また、協力医療機関（検査治療外来・入院等）への財政支援のさらなる強化を図ること。
- 2 医療現場の負担を減らすためにも感染者数を抑制することが必要であり、積極的疫学調査や入院勧告・調整などの機能を保健所が円滑に行うことができるよう、医師・保健師の派遣や人材確保を含めた体制の充実・確保に対する国の支援を強化すること。
- 3 ワクチン接種の開始に向けては接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、国の責任において必要な措置を講じること。また、供給されるワクチンの種類や量、供給時期についての詳細な情報を早急に自治体に示し、早急かつ確実にワクチン接種を進められる体制を構築するとともに、国民に対し接種の効果やリスク、社会的意義などを統一見解として示し、安心して接種が受けられる環境を整えること。

- 4 飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請により、特措法に基づく営業時間短縮要請の対象外業種（仕入れ先等）にも幅広く影響が及ぶことから、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給と要件緩和、雇用調整助成金の特例措置の延長、休業支援金・給付金の延長、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の拡充などに着実に取り組み、事業者や労働者への支援の充実・強化を図ること。
- 5 世界各国で複数の変異種が確認されていることから、各国からの入国制限や入国時検査、待機期間等の条件を必要に応じ見直し、徹底した水際対策を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年1月28日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
衆・参両院議長

} あて